

白杵ケーブルネット株式会社 ケーブルテレビサービス加入契約約款

白杵ケーブルネット株式会社（以下「当社」という。）と当社が行うケーブルテレビサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、次の条項によるものとします。

第1条（当社の提供するサービスの内容）

当社は白杵市が所有する設備を借り受け白杵市内全域において、加入者に次のサービスを提供します。

1 番組基本サービス

当社が受信する基幹放送事業者のテレビジョン放送、及びFMラジオ放送の各同時再放送サービス並びに当社による自主放送サービスの内、それぞれ別表の料金表に定める月額利用料の支払により視聴可能となるサービス。

2 その他のサービス

第2条（加入契約の単位）

加入契約は加入者引込線1回線ごとに行うものとします。ただし、引き込み1回線により複数の世帯（事業所、店舗、集合住宅等を含む）が加入申込する場合は、各世帯単位とします

第3条（加入契約の成立）

加入契約は、加入者が本約款を承諾し、別に定める加入申込書に必要事項を記入の上申込み、当社がこれを承諾した時に成立するものとします。

2 当社は、前項の定めにかかわらず引込線を敷設し、及び保守する事が技術的な理由等により、サービスの提供が困難な場合は、加入申込みを承諾しない場合があります。

3 加入者は、所有または占有する敷地、家屋または構造物等において、地主、家主その他利害関係人があるときには、加入契約に基づき施工されるサービス提供に必要な施設の設置、保守、その他本契約の履行のため、当社が敷地、家屋または構築物等を使用することについてあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しては、加入者が責任を負うものとします。

第4条（加入申込みの撤回等または契約の解除）

加入者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回又は当該加入契約の解除（以下「加入申込みの撤回等」という。）が出来るものとします。

2 前項の規定による加入申込みの撤回等は、同項の書面を当社が受理した時にその効力を生じます

3 第1項の規定により加入申込みの撤回等を行った加入者は、加入金の返還を請求することが出来ます。ただし、加入の意思がないにもかかわらず加入申込みを行う等悪質の意思をもって加入申込みを行なった場合、加入申込みをした加入者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められる時は、この限りではありません。

4 前項の規定にかかわらず加入契約後の引込工事、宅内工事が着工または完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。また、加入契約の撤回に伴う工事費（自営柱の建柱、地下埋設を必要とする場合はその費用を含む。）についても加入者の負担とします。

第5条（契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、加入契約成立日から1年間とします。ただし、加入契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間をもって自動延長するものとし、以後も同様とします。

第6条（加入金等）

加入者は、別表に定める加入金及び引込工事費並びに宅内工事費（以下「加入金等」という。）を、第21条に定める方法により支払うものとします。

2 経済環境の変動等、諸事情に伴い、加入金等を改定することがあります。その場合は、既加入者には改定された加入金等を適用いたしません。

3 サービス開始以前、又は、季節的に予約募集期間を設け加入金等の特別割引を行うことがあります。

4 白杵市より届出のあった世帯について加入金等の全額又は一部を免除します。

第7条（受信用機器等の貸与）

当社は、加入者の契約内容に応じて次に定める受信用機器等を貸与するものとします。

その利用料は、別表に定める利用料に含むものとします。

① 光映像信号変換機（以下「V-ONU」という。）

② 電源供給器

③ その他付属品

2 加入者は、加入契約終了時には、受信用機器等を返還するものとします。

3 加入者の故意、過失による受信用機器等の故障、破損、紛失などの場合はその実費相当分を当社に支払うものとします。

第8条（利用料）

加入者は、基本利用料を、当社に支払うものとします。

尚、支払いは偶数月とし当月分及び翌月以降の前払い分に充当します。

2 基本利用料は、1加入申込みにつき下記の表の通りです。

支払方法	料金（税抜）	割引適用	初回課金が奇数月の場合（税抜）
2か月払い	2,800円	適用無	初回課金のみ4,200円
6か月払い	7,980円	0.3か月分	初回課金のみ9,310円
12か月払い	15,400円	1か月分	初回課金のみ16,683円

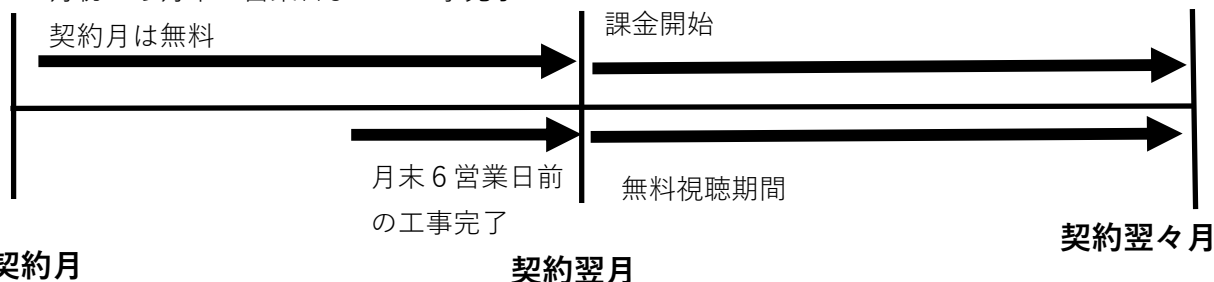
3 集合住宅においては利用料をオーナーが一括して支払う場合は下記の割引を適用し戸数を乗じた金額とします。

支払方法	料金（税抜）	初回課金が奇数月の場合（税抜）
2か月払い	2,400円	初回課金のみ3,600円
6か月払い	7,200円	初回課金のみ8,400円
12か月払い	14,400円	初回課金のみ15,600円

4 第2項の基本利用料の課金開始は視聴可能となった日の属する月の翌月とする。

但し月末6営業日前に視聴可能となった場合は翌々月の開始とする

月初から月末7営業日までの工事完了



5 当社が自己の責に帰すべき事由により、加入契約で取り決めたサービスの全てを1ヶ月のうち連続して10日以上、停止した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該月分の月額利用料を無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰することのできない事由によるサービスの停止の場合は、この限りではありません。

6 経済環境の変動や番組内容の変更等に伴い、利用料を改定することがあります。その場合は、改定1ヶ月前までに加入者に通知するものとし、加入者は、改定月以降改定後の利用料を支払うものとしします。

7 日本放送協会（以下、NHKという。）の定めによるテレビジョン受信料（NHK衛星受信料を含む。）は、当社が設定した利用料には含まれておりません。別途、加入者がNHKにそれぞれお支払い下さい。ただし、NHK受信料支払いについては、当社の団体一括契約を利

用することができます。

8 ホテル、旅館、病院、社会福祉施設等の加入申込みに係る基本利用料の額は、当該施設に接続するテレビ台数に応じて料金は下記の通りとなります。

設置台数	料金（税抜）	設置台数	料金（税抜）	設置台数	料金（税抜）
1台～10台	1,400円	51台～60台	8,400円	101台～110台	15,400円
11台～20台	2,800円	61台～70台	9,800円	111台～120台	16,800円
21台～30台	4,200円	71台～80台	11,200円	121台～130台	18,200円
31台～40台	5,600円	81台～90台	12,600円	131台～140台	19,600円
41台～50台	7,000円	91台～100台	14,000円	141台～150台	21,000円

尚、当該施設の利用状況に応じて別途協議する場合があります。

9 白杵市より届出のあった世帯について利用料の全額又は一部を免除します。

第9条（施設の設置及び費用の負担、施設の所有関係）

当社は、放送センターから受信用機器等までの施設のうち、放送センターからV-ONUまでの施設の設置に要する費用を負担し、これを維持管理するものとします。ただし、加入者は、加入者の最寄りのドロップクロージャ（脚注1）からV-ONUまでの引込工事費を負担するものとします。

2 加入者は、V-ONUの出力端子からテレビ受信機（V-ONUとその電源供給器を除く。）までの施設の設置工事に要する費用を負担し、これを保有するものとします。

3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。

4 当社が本契約に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は、当社の指定する業者が行うものとします。

5 当社は、第7条の規定により貸与する受信用機器等を所有し、V-ONU以降の当社が貸与する電源供給器以外の施設は加入者の所有とします。

第10条（設置場所の無償使用）

当社は施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有又は、占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できる事を条件とします。

2 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第11条（一時休止）

加入者は当社の承諾の上サービスの一時休止ができるものとします。この場合、加入者は

別に定める届出書を当社に提出するものとし、それを当社が受け付けた日の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は第8条の規定に拘わらず無料とします。

2 前項の一時休止期間は1ヶ月単位とし1年以内に再開するものとし、1年を経過しても再開の申し出が無い場合には、1年が経過した日の翌日をもって解約の申し出があったものとみなします。ただし、休止期間満了時までに入会者から休止期間の延長の申出があった場合、1年を超えない範囲内で休止期間を延長することができるものとし、

3 加入者は、別表に定める一時休止または再開手数料を当社に支払うものとし、

第12条（当社の保守責任および免責事項）

当社は当施設の維持管理責任を負うものとし、ただし、加入者は維持管理の必要上、サービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとし、

2 当社は加入者から当施設に異常がある旨、申出があった場合は、これを調査し、必要な処置を講ずるものとし、

3 当社の保安責任範囲は、施設の性格上、放送センターからV-ONUまでとし、その施設に故障事故等が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とし、

4 加入者は当社又は、当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとし、

5 加入者は加入後の故意又は、過失により、当施設に故障が生じた場合にはその施設の修復に要する費用を別表で定める額を負担するものとし、

6 当社は天災、事変その他当社の責に帰することのできない事由によるサービスの提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

第13条（設置場所の変更等）

加入者は次の場合に限り、引込線及び、受信用機器等の設置場所を変更できるものとし、その変更に必要な費用は加入者が負担するものとし、この場合、当社所定の書式によりその旨を申し出るものとし、

(1) 変更先が同一敷地内の場合

(2) 変更先が当社の業務区域内で技術的に可能な場合

第14条（名義変更）

当社は相続及び、財産分割、財産贈与の場合のみ、加入者の異動を認めるものとし、新加入者は当社の確認を得て旧加入者の名義を変更するものとし、

この場合、当社所定の書式によりその旨を申し出るものとし、

第15条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、当社に申し出るものとし、申し出があった場合、当社は速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2 前項のほか、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、加入者は当社に申し出るものとします。

第16条（放送内容の変更）

当社は、やむを得ない事情により予告なく放送番組及び放送内容（データ放送等を含む。）を変更できるものとし、それにとまなう損害賠償には応じないものとします。

第17条（著作権及び著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社が提供するサービスを不特定又は多数人に対する対価を受けての上映、録画機器、その他の方法による複製、及び複製物の上映、その他当社が提供しているサービスの有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第18条（遵守事項）

加入者は、次の事項を遵守するものとします。

- ① 当社が貸与するV-O N U、電源供給器、その他付属品の開蓋もしくは改造をしないこと。
- ② 当社のサービスにより受信した番組を、DVD他記憶媒体等にて、有償・無償にかかわらず第三者に提供しないこと。
- ③ その他当社に対して損害を与える行為を行わないこと。

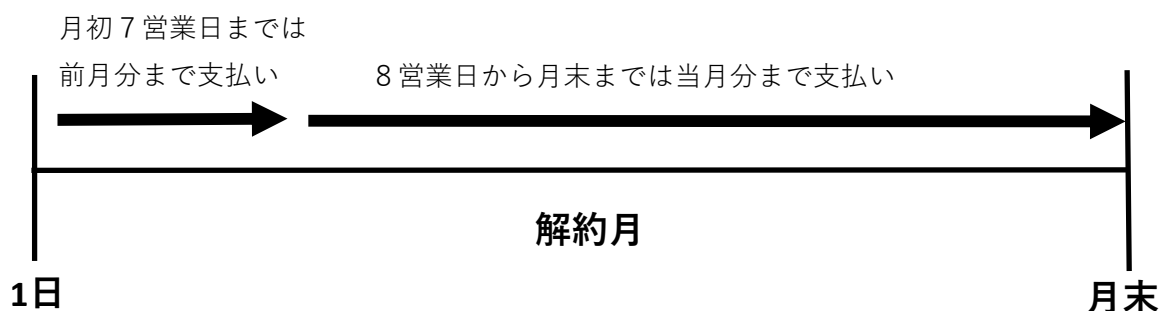
第19条（加入契約の解約）

加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に当社にその旨を申し出るものとします。

2 解約の場合、加入金の払戻しはいたしません。ただし、日本ケーブルテレビ連盟に加入しているケーブルテレビ局のエリアに転入する場合、加入証明書を発行することができます。

3 解約の場合、加入者は第8条の規定による料金をサービスの提供が停止した日に応じて月初から7営業日までは前月分、それ以降は当月分を支払うものとします。

ただし、前納している場合は、解約の月の翌月以降の分を払い戻します。



4 第1項の解約の場合、当社は当社貸与の受信用機器等及び、引込線を撤去します。ただし、撤去に伴い加入者が所有又は、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の自己負担においてその復旧工事を行うものとします。

5 第1項の規定により加入解約を承認された加入者で、加入金及び利用料の未納金があるときは、届出と同時に未納金を支払うこととします。

第20条（加入者の義務違反に伴う契約の解除）

当社は加入者が利用料金や各種料金の支払いが2ヶ月以上遅延した場合、又は、本約款に違反する行為があった場合及び、当社との信頼関係を破壊する行為があった場合は、加入者に催告した上、又は、加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、サービスの提供を停止するか、あるいは加入契約の解除ができるものとします。なお、解除については、第19条の規定を準用します。

第21条（料金等の支払い方法）

加入者は、加入金、引込工事費、利用料及び各ケーブルテレビサービスに関連する費用等について、別途当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うこととします。

2 加入者は当社への支払いを原則口座振替とし、当社は、原則として加入者に対して、請求書及び領収書の発行は行わないものとします。（振替日は偶数月末日とし、金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。）

3 前項2の口座振替が残高不足等により払込がなされない場合は翌月末に再度引落を行います。

4 前項3において支払いがなされない場合、催告書とともに請求書及びコンビニ決済サービスの払込取扱票を翌月10日前後に送付致します。

5 前項4において送付した払込取扱票の納付期限までに最寄りのコンビニエンスストアにて支払うものとし、窓口での現金支払いは原則できないものとします。

第22条（遅延利息）

加入者が料金の支払いを支払い期日より遅延した場合は、年利14.6%の遅延金を支払い期日の翌日より、支払い日までにその期間に応じて支払うものとします。

第23条（加入者個人情報の取扱い）

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入申込者および、加入者が当社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

2 前項により、収集し知り得た加入者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくはは居所、請求書の送付先等、当社が次の各号に定める業務をなすにつき必要最小限の範囲の個人情報を、その業務をなすにつき必要な範囲でのみ利用するものとします。

個人情報を利用する業務	個人情報が必要とする内容
サービスの提供開始・継続・終了	顧客対応・施工・顧客管理・課金計算 料金請求、障害検知・復旧等の業務
当社が提供するサービス (放送サービス、各付加機能、 追加サービス、付帯サービス)	加入促進を目的とした営業活動 NHK等不随する契約
サービスの新規開発、	サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析
加入者から個人情報の取扱い	新たに同意を求めるため

3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4 当社は、下記の場合を除き本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

①	予め本人の同意を得た場合。
②	加入者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、加入者が金融機関口座からの自動引落としを利用する場合は当該金融機関に、それぞれ当該加入者の個人情報を開示する場合
③	裁判官の発する令状により、強制処分として捜査・押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合。
④	法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項等）がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。
⑤	人の生命、身体及び財産等に対し差し迫った危険があり緊急の必要性がある場合
⑥	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合。

第24条（本人による個人情報開示の求め）

本人は、当社又は、当社の代理人に対し、当社の個人情報の保護に関する方針に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2 当社及び、当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は、一部を開示しないことがあります。

- (1) 本人又は、第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社又は、当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は、一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第25条（本人による個人情報利用停止等の求め）

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、当社の個人情報の保護に関する方針に定める手続きにより、当社又は、当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

(1) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は、削除

(2) 加入者個人情報の利用の停止

(3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止

2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく必要な措置をとります。

3 当社又は、当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及び、その理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第26条（苦情処理）

1 当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は適切かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続きは当社の個人情報の保護に関する方針に規定します。

第27条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

当社は、第24条1項、又は第25条第1項に基づく求め、第26条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、当社の個人情報の保護に関する方針に掲載された窓口において受け付けます。

第28条（管轄裁判所）

加入者及び当社は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、業務区域を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

第29条（定めなき事項）

この契約に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は締結の趣旨にしたがい誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

第30条（約款の改正）

当社は、この約款を総務大臣に届けたうえ、改正する場合があります。

附則

(1)当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。

(2)一括加入、業務用等については別途定めます。

(3)この約款は2023年10月1日より施行します。

（脚注1）ドロップクローザー：配線された光ケーブルの分岐箇所に設置して、その中で光ファイバー接続を行う機器です。